保育園は、お子様が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりのお子様が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、お子様の健康状態が保育園での集団生活が可能となってから登園になるようご配慮下さい。

登 園 許 可 書(医師記入)		
こむぎ保育園 園長 殿		
園児氏名		
年 月	日生	
(病名)(該当疾患に☑をお願いします)		
麻しん(はしか)		
風しん		
水痘(水ぼうそう)		
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		
結核 (プリス) ね) コ		
咽頭結膜熱(プール熱) 流行性角結膜炎 アデノウイルス感染症		
百日咳		
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。		
令和 年 月 日から登園可能と判断します。		
令和 年 月		
医療機関名	_	
医師名		
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可書は症状の改善が認められた段	设階で記入するこ	
とが可能です。		

○医師が記入した『登園許可書』が必要な感染症

感染病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後ま	解熱後3日を経過してから
	で	
風しん	発しんの出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現の 1~2 日前から痂皮(かさ	全ての発しんが痂皮(かさぶた)化してか
	ぶた)形成まで	5
流行性耳下腺炎	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現して
(おたふくかぜ)		から 5 日を経過するまで、かつ全身状態が
		良好になるまで
結核	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失後、2 日経
アデノウイルス感染症		過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消
アデノウイルス感染症		失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の
	間を経過するまで	適正な抗菌性物質製剤による治療を終了す
		るまで
腸管出血性大腸菌感染症	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
(O157, O26, O111		
等)		
急性出血性結膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	_	医師により感染の恐れがないと認めるまで

[※]ポリオ・ジフテリア・赤痢等の法定伝染病に罹った場合、治癒証明書が必要。

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症は、「-」としている。

保育園は、お子様が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、 お一人お一人のお子様が一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ 医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

登	園	届(保護者記入)

ح	む	ぎ保育園	園長	殿
$\overline{}$	ل	CMHM	函汉	严 又

園児氏名

年 月 日	3 生
-------	-----

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

炎
·病)
1タウイルス等)
染症 A · B
ス感染症
Ē
ウイルス感染症(hMPV)
がひ)

(医療機関名)	(令	和	年	月	日受診	め)におい	7
病状が回復し、集団生活に支障がない状態	態と判断さ	れまし	したので	で、令和	年	月	日
より登園いたします。							
	令和	年	F]	日		
	保護者	名					

○医師の診断を受け、保護者が記入する『登園届』が必要な感染症

感染病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	抗菌薬内服後 24~48 時間経過しているこ
	1日間	ک
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	発熱や激しい咳が治まっていること
	数日間	
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、
	日間	普段 の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の一週間	全身状態が良いこと
ウィルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間(量	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事
(ノロウイルス、	は減少していくが数週間ウィルスを排泄	がとれること
ロタウイルス 等)	しているので注意が必要)	
感染性胃腸炎		
インフルエンザ感染症	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後
	後3日程度までが最も感染力が強い)	2日を経過するまで。
		(幼児(乳幼児)にあたっては、3 日を経過す
		るまで)
新型コロナウイルス感染	発症後5日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が警戒
症		した後1日を経過すること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、
	ィルスを排泄しているので注意が必要)	普段の食事がとれること
RSウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイル	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ス感染症(hMPV)		
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	原因菌が含まれた浸出液が露出している	病変部を外用薬で処置し、浸出液が染み出
	間	さないようにガーゼで覆ってあること
アタマジラミ	アタマジラミを発見し、対策を開始する	駆除を開始していること
	間	

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症は、「-」としている。